

## 船橋市図書館指定管理者評価票

|        |   |        |                     |
|--------|---|--------|---------------------|
| 施設名    | 船橋市中央図書館・船橋市東図書館・船橋市北図書館                            |        |                     |
| 指定管理者  | TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体                                |        |                     |
| 評価対象年度 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日<br>※指定期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）の2年目 |        |                     |
| 所管課    | 教育委員会 生涯学習部 西図書館                                    |        |                     |
| 評価委員会  | 船橋市図書館指定管理者評価委員会                                    |        |                     |
|        |   | 氏名     | 所属団体等               |
|        | 委員長   | 齊藤 誠一  | 千葉経済大学短期大学部<br>名誉教授 |
|        |   | 室谷 剛志  | 千葉県税理士会船橋支部         |
|        | 職務代理  | 鎌田 ゆかり | 元白井市立図書館長           |
|        |   | 青島 哲子  | 船橋市地域文庫連絡会          |
|        |   | 渡部 香里  | 船橋市小学校長会            |
|        |   | 徳光 隆   | 公募委員                |

|  |   |
|--|---|
| 総合評価   | A |
| <p><b>【全館共通】</b></p> <p>同一の指定管理者による運営が長く続いている。図書館運営は地域を知り、地域に合った運営が必要であるが、指定管理者はこの指定期間のサービスの積み重ねによって管理・運営のノウハウを蓄積し、一定の水準を維持できるようになった。業務の中で部分的に改善事項が発生したが対処されており、指定管理者の図書館業務に対する姿勢を評価する。要求水準・提案水準を上回る項目もあり、かつほとんどの項目が要求水準・提案水準と同等で、下回る項目はなかったことから総合評価をA評価とした。</p> <p>評価の中身としてS評価を付けた事項は、中央図書館空調設備改修工事に伴い臨時窓口を設置したことや、所蔵資料の一部を移設したこと等の取り組みが見られたことである。</p> <p>なお、利用者に対して利便性の高いサービスを提供するためには、職員の資質向上と人材の確保が不可欠である。今後も労働環境の改善や適正な人員配置、勤務体制の構築に努めてもらいたい。</p> <p>また、指定管理者の直接的な評価ではないが、市が評価委員会を設置し、指定管理者の評価を毎年実施していることの結果が出てきている。この評価体制を今後も維持していくことが図書館サービスの向上に資するものとする。</p> |   |

※総合評価は「評価委員会による評価」だけを対象に評価する

※総合評価の基準は下記「総合評価の基準」を適用する

| 総合評価の基準 |  |
|---------|--|
| S       | 評価表の評価項目がS・Aいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合以上である  |
| A       | 評価表の評価項目がS・Aいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合未満である<br>評価表の評価項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合以上である           |
| B       | 評価表の評価項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合より少ない<br>評価表の評価項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合以上である |
| C       | 評価表の評価項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合より少ない  |

| 項目別評価状況 |  |
|---------|--|
| S       | 要求水準・提案水準を上回る  |
| A       | 要求水準・提案水準と同等である  |
| B       | 要求水準・提案水準を下回るが、速やかな改善が見込める                             |
| C       | 要求水準・提案水準を下回り、抜本的な見直しが必要である                            |
| 段階外     | 今年度は要求・提案上の取り組み事項がない、または行えないことにつき<br>正当な理由があるため、評価は見送る |

要求水準…基本協定書、年次協定書、仕様書等で求める水準

提案水準…事業計画書等で提案された水準

※要求水準が提案水準を下回る場合、提案水準をもって評価する

#### <評価の考え方と記し方>

- ① 記述欄には具体的にどのような要因からその評価が導かれたかの説明や、今後改善を要する事項を記すこと。館毎に状況が異なり、それぞれに特記の必要がある場合はもれなく記すこと。
- ② 事業報告書に記載のある場合を除き、指定管理者は自らの評価の根拠となる資料を添付すること。
- ③ 船橋市の支援や環境整備が欠けていること、意思決定が遅れたことによる支障が認められる場合は記述欄にその旨を明記すること。またこれらを減点要因とはしないこと。

- ④ 評価は指定管理者、所管課、評価委員会の三者で独立した視点で行うこと。所管課は指定管理者の評価の適切性、評価委員会は指定管理者と所管課評価の適切性も含めて評価すること。